



「衛生推進者養成講習」実施のご案内

労働者数50人未満で下記の「対象事業場」に該当する事業場については、労働安全衛生法により、衛生推進者の選任が義務づけられております。職場の労働災害の防止や健康確保並びに快適職場の形成に必要な知識を持った衛生推進者を選任し、的確に職場のリスクを把握し、労働衛生管理をすることが重要です。

衛生推進者を選任しなければならない事業場は、下記の通りです。

対象事業場	* 常時使用する労働者数が10人以上50人未満の規模で、次の非工業的業種（労働安全衛生法施行令第2条の業種以外）の事業場（労働安全衛生法第12条の2、同規則第12条の2） 証券・保険・金融業、幼稚園、教育施設、医療機関、福祉施設、飲食業、官公庁（労働安全衛生法適用部門）、独立行政法人、販売業（安全衛生推進者要選任業種以外）、その他のサービス業等	
	[ご参考] 安全衛生推進者	☞ 常時使用する労働者数が10人以上50人未満の規模で下記業種に該当する事業場（労働安全衛生法第12条の2、同規則第12条の2） 製造業、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、通信業、電気業、ガス業、水道業、通信業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売・小売業、家具・建具・じゅう器卸売・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業
講習科目	(1) 労働衛生管理（衛生推進者の役割と職務、労働衛生管理の進め方、労働衛生活動） (2) 危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置等（リスクアセスメントとリスク低減措置、化学物質のリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの導入） (3) 作業環境管理と作業管理（衛生点検の実施、作業環境測定、作業環境改善、作業管理） (4) 健康の保持増進（健康診断、健康の保持増進、快適職場づくり、労働衛生統計、救急処置） (5) 労働衛生教育（労働衛生教育の方法、実施計画の具体化、作業標準等の作成と周知） (6) 関係法令（主要関係法令と基本知識、労働安全衛生法の概要、労働者派遣法の概要、個別事項）	
講習日時 講習会場	☞ 【受付】午前9時20分～9時40分 【オリエンテーション】午前9時40分～ 【講習】午前9時50分～ 第1回 令和元年 9月17日（火） 会場 高崎市産業創造館 高崎市下之城町584番地70 9時20分受付 【遅刻厳禁】 講習時間 9:40～16:30	
受講料金	会員事業場	7,500円（受講料(税別)6,500円+テキスト代(本体)445円+消費税) *テキスト代は協会が一部負担
	非会員事業場	8,100円（受講料(税別)6,500円+テキスト代(本体)1,000円+消費税)
※会員事業場とは、群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している事業場のことです。 ※受講券交付後、取消しがあっても、受講料は原則として払い戻し致しませんので、ご了承ください。		
申込方法	お申し込みの前に必ず電話で、予約をして「予約番号」を取得して下さい。	
	ご持参	受講申込書に受講料を添えて、受講日前に当協会へお持ち下さい。 ※お手数ですが、つり銭のいらぬようお願い致します。
	郵送	「受講申込書」と「受講料」を必ず、【現金書留】に同封して、当協会へ郵送して下さい。
銀行振込	◎振込先：群馬銀行 高崎田町支店 普通1047986 一般社団法人高崎労働基準協会 ・振込手数料は受講される方のご負担でお願い致します。 ・受講申込書は、郵送又はFAXで当協会へ送付願います。	
申込先 (問合せ先)	群馬労働局登録講習機関 一般社団法人 高崎労働基準協会 〒370-0045 群馬県高崎市東町172-16 共済会館内 TEL 027-323-9847 FAX 027-327-9015 ※当協会にお越しの場合は、行事等により留守の場合がありますので、電話にて確認のうえお越し下さい。	
募集人員	72名	
修了証	・法令で定められた全科目・全講習時間を受講された方に【衛生推進者修了証】を交付します。	
その他	・受講券・筆記用具を持参して下さい。 ・助成金等のご相談があれば、承ります。	

予約番号

「衛生推進者養成講習」受講申込書

令和元年 9月17日(1日間)

受講番号

●記入はボールペン・万年筆等を使用し、楷書でご記入下さい。

受講者	フリガナ 氏名	生年月日 昭和・平成 年 月 日 (歳)	
	現住所 〒 -	電話 - -	
	都道府県 市区郡	携帯 - -	
事業場	区分 ・ 会 員 — 高崎労働基準協会 ・ 非会員 () 労働基準協会 (注)該当項目に○印又は○ご記入願います	労働者数	業種
	会社名	代表者名	
	所在地 〒 -	電話 - -	
	連絡担当者 部 課	FAX - -	
一般社団法人 高崎労働基準協会 長 殿		昼食(500円当日払い) 希望する・希望しない	
◎ご記入いただいた受講者の個人情報、当協会において責任を持って管理いたします。		*希望の有無は概数把握のためです。必要な方はあらかじめ当日受付にて釣り銭の要らないように代金をお支払ください。	

000

受 講 券 (衛生推進者養成講習)

一般社団法人 高崎労働基準協会

協会印	受講番号	昼食
		要・不要

遅刻・早退等の場合は、法定の講習時間が未了となり、修了証が交付できませんので、ご注意下さい。

フリガナ	
受講者氏名	
事業場名	

講習日時	
元年 9月17日(火)	
9:40~16:30	

●注

- この受講券を会場受付へ提示してください。
- 9時40分までに受付を済ませ、着席して下さい。【遅刻厳禁】
- 受講券交付後の取消しの場合、受講料は原則として返還いたしません。
- 昼食の斡旋を希望された方は、釣り銭の要らないように小銭をご用意下さい。

